

定 款

株式会社 郷鉄工所

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社郷鉄工所と称す。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建設機械、鉱山機械、運搬機械、工作機械、産業用ロボット等及びこれ等の部品の設計・製作・修理・販売・リース並びに輸出入
2. 機械器具設置工事、電気及び塗装工事の請負
3. 鋳鋼・鋳鉄の製造及び販売
4. 橋梁、水門、鉄骨、鉄塔その他鋼構造物の設計施工・製作・修理・販売及び設置工事等の請負
5. 各種土木建築工事の設計・監理・施工及び請負
6. 各種建築用資材の販売
7. 水道施設、環境衛生施設の設計・製造・修理・販売及び請負工事
8. 下記に示す物品の企画開発・製造・修理・加工・販売並びに輸出入
 - イ. 鉄鋼、非鉄金属及びその合金
 - ロ. 精密機械器具、計量器、電気機械器具、電子制御機器・装置、電気通信機械器具及びこれ等の部品並びに付属品
 - ハ. 自動車、鉄道車両、船舶、航空機等の運輸機械及びこれ等の部品
 - ニ. 内燃機関、風水力機械等の動力利用機械及びこれ等の部品並びに付属品
 - ホ. 荷役機械、化学機械、製紙機械、繊維機械、水産機械、畜産用機械器具、林業用機械、食料・飲料用加工機械、農機具等産業用機械全般及びこれ等の部品並びに付属品
 - ヘ. 医療保健機器、医療用具及びこれ等の付属品
 - ト. 事務用機械器具、事務用品及びこれ等の部品並びに付属品
9. バイオテクノロジーを応用した農産物、林産物、水産物、畜産物の研究開発・生産及び生産物の販売並びに輸出入
10. 綿、麻、絹、毛類、化学繊維、その他の繊維の原料、糸、織物及びその製品の加工販売並びに輸出入
11. 合成ゴム、香料、溶剤、洗浄剤、油脂、天然樹脂、液状樹脂及び一般合成樹脂材料等の研究開発・製造加工・販売並びに輸出入
12. 医薬品、医薬部外品、化粧品、有機化学工業薬品、農業用薬品の研究開発・製造販売並びに輸出入
13. セメント、各種硝子製品及び各種セラミックス製品の研究開発・販売並びに輸出入
14. 工業用ゴム製品、天然皮革・合成皮革製品の成型加工及び販売並びに輸出入
15. パルプ類、紙類及び関連副産物の販売並びに輸出入

16. 各種文房具及び一般日用品雑貨の販売並びに輸出入
17. スポーツ施設及び宿泊施設の経営
18. レクリエーションクラブ、カルチャースポーツクラブの経営及び経営指導の請負
19. 前号に伴う各種スポーツ用品及びスポーツ用衣類の販売
20. 飲食店の経営
21. 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介及び斡旋
22. 倉庫賃貸業
23. 損害保険代理店業、自動車損害賠償保障法による保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
24. 前記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜県不破郡垂井町に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 定款に定めのある場合のほか、必要あるときは取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期満了する時までとする。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令または定款に定める事項その他、当社の業務執行に関する重要事項を決議する。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日から3日以前に発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第35条 監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決議する。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日から3日以前に発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤監査役)

第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の決議の方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第49条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第51条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3条 本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

制定	昭和21年11月10日
改正	昭和25年 9月30日
	昭和27年 7月 2日
	昭和30年 6月10日
	昭和35年 3月25日
	昭和35年 5月25日
	昭和36年 5月22日
	昭和37年 5月21日
	昭和37年11月28日
	昭和38年 2月13日
	昭和43年11月30日
	昭和44年11月29日
	昭和45年 5月30日
	昭和45年11月30日
	昭和47年 5月31日
	昭和50年 5月31日
	昭和57年 6月25日
	昭和61年 6月27日
	昭和62年 6月26日
	平成 4年 6月26日
	平成 6年 6月29日
	平成 8年 6月27日
	平成14年 6月27日
	平成15年 6月27日
	平成16年 6月29日
	平成18年 6月29日
	平成21年 6月26日